

「第1項 用語の意義」の見直しについて

1 「第1項 用語の意義」の概要

- 一般原則第1項は、日本標準職業分類において使用する用語として、①仕事、②報酬、③職業について、その意義を定めている。
- これは統計基準である日本標準職業分類を公的統計で使用するに当たり、使用する用語の意義を明らかにすることで、適切な運用に資するものである。

2 改正の概要

社会経済情勢の変化に伴い、副業、兼業、ギグワーカーなど多様な働き方の普及が進んでいるところ、設定時に想定し難い働き方などにおいても適切な運用を行うために次の改正を行うこととする。

- ・「課業」を加え、各用語の「任務や作業」を「課業」に改めること
- ・「仕事」から「職務」に改めること
- ・「職務」の意義を改めること
- ・「職業」の意義を改めること
- ・「報酬」の記載を削ること
- ・「職能」を加えること

なお、個々の改正の内容及び理由は事項で示すとおりである。

3 改正の内容及び理由

(1) 「課業」を加え、各用語の「任務や作業」を「課業」に改めることについて

職業分類では、仕事の意義について、「一人の人が遂行するひとまとまりの任務や作業」と定めている。

これは、国際標準職業分類2008年版（ISCO-08）において、jobを「使用者のためまたは自営で行う場合を含み、1人の人によって行われる、あるいは行われるはずのtasksとdutiesの集合」と定義していることを踏まえたものである。

これまで職業分類では、ISCO-08における「tasks」及び「duties」の異なるニュアンスを表すために「作業」及び「任務」を用いてきたものの、分かりやすさの観点から「tasks」及び「duties」を区別なく「課業」とし、「個々のひとまとまりの業務」と定めることとする。

また、これまで「tasks」及び「duties」に対応させた「任務や作業」について、「課業」と改めることとする。

(2) 「仕事」から「職務」に改めることについて

職業分類では、ISCO-08の「job」に対応する用語として「仕事」を用いてきた。

しかしながら、「仕事」は、日常に広く用いられ、その意味の一般的な理解に大きな幅があることから、用語としての意義を定めることがかえって分かりにくさにつながるおそれがあることから、ISCO-08の「job」に対応する用語を「仕事」から「職務」に改めることとする。

(3) 「職務」の意義を改めることについて

職業分類では、一人の人が遂行するひとまとまりの課業（任務や作業）を「職務（仕事）」と定めていた。今般の職業分類の見直しにおける検討において、働き方の多様化の中で、経済活動を行う企業や団体等において、必ずしも報酬を目的としないボランティア活動なども職業分類の適用対象としてはどうかと整理したことを受け、報酬の有無に関わらず、経済単位（経済活動を行う会社や法人、個人経営の事業主の単位）のために、遂行する課業のまとまりを「職務」と定めることとする。

(4) 「職業」の意義を改めることについて

職業分類では、職業を「個人が行う職務（仕事）で、報酬を伴うか又は報酬を目的とするもの」と定めていたが、上述（3）のとおり、必ずしも報酬を目的としないボランティア活動なども職業分類の適用対象とする見直しを進めていく中で、職業の意義を改める必要が生じた。

ISCO-08では、Occupationを「主たる tasks 及び duties の高度の類似性によって特徴付けられる jobs の集合」と定義しているところ、我が国においても同様の考え方が用いられており職業分類に導入することに支障が少ないことから、この考えに基づき「職業」の意義を改めることとする。

(5) 「報酬」の記載を削ることについて

上記（3）及び（4）の改正に伴い、本項で「報酬」の記載がなくなり意義を定める必要がなくなったため、「報酬」の記載を削る。

なお、各種統計調査において、本改定は報酬に係る調査や報酬を得ている職業のみを調査することを妨げるものではない。

(6) 「職能」を加えることについて

ISCO-08をはじめとし、諸外国の職業分類においては「Skills」及び「Skill Level」の概念が導入されているところ、「Skills」（スキル）には、日常に広く用いられ、その意味の解釈に大きな幅があることから、「Skills」に対応する用語を新たに定めることとする。

「第2項前段 職業分類の適用原則」の見直しについて

1 「第2項前段 職業分類の適用原則」の概要

- 一般原則第2項前段は、日本標準職業分類の適用単位を定めている。
- また、分類項目に従事者など人を表す名称を用いる理由を示している。

2 改正の概要

今般、適用単位の考え方を見直すことはしないものの、分かりやすさの観点からの改定を行うこととする。

3 改正の内容

(1) 1人の人を単位とすることについて

分類項目に人を表す名称を用いていることから明らかなように、日本標準職業分類の適用単位は1人の人であることを意味する。

なお、1人の人というのは、1人の人に1つの職業のみを適用することを意味するものではない。

(2) 遂行する職務を通じて適用することについて

職務の名称ではなく、職務に含まれる課業やその構成の重みから日本標準職業分類に適用させることを意味する。

(3) 複数の職務を遂行する場合の考え方

職務は、1つの経済単位（雇用先）のために1人の人が遂行する課業のまとまりをいうことから、複数の職務を遂行する場合には複数の職業が適用されることになる。

また、個人事業主の場合は自らに雇用されると考え、日本標準職業分類を適用することとする。

「第3項 職業分類の分類表の構成及び分類符号の表記」の見直しについて

1 第3項 職業分類の分類表の構成及び分類符号の表記」の概要

- 一般原則第3項は、職業分類における分類の構成や分類符号の表記に係るルールを定めている。

2 改正の概要

今般、職業分類の分類表の構成及び分類符号の表記の考え方を見直すことはしないものの、他の統計基準の書き振りやそれに伴う次の改正を行うこととする。

- ①分類表を削ること
- ②大分類項目の名称及び設定の考え方を示すこと

3 改正の内容及び理由

(1) 分類項目数の記載を削ることについて

第3項では、中分類及び小分類の項目数を記載するとともに表にして示している。

しかしながら、「諮問第172号の答申日本標準産業分類の変更について」（統計委第9号。令和5年6月16日）において、「各分類項目の項目数の記載は、改定後の各分類項目を集計した結果であり、一般原則であるとは説明しがたいため、当該部分からは削除することが適当である」との指摘を統計委員会が行っていることを踏まえ、職業分類においても各分類の項目数を削ることとする。

なお、本改定は、分類項目数を参考として、ホームページ等を通じて示すことを妨げるものではない。

(2) 大分類項目の名称及び設定の考え方を示すことについて

上記(1)において、大分類項目の名称並びに中分類及び小分類の項目数を示している表を削ることとした一方、一般原則において職業の決定方法の規程において大分類項目の名称を用いた記載があるため、大分類項目の名称の記載を示すこととする。

また、大分類のうち、国際比較の観点から設けられている大分類A及び大分類Bについては、職業分類の体系を理解する上で有用であるため、本項においてその旨を示すこととする。（※事務局案に記載の大分類の名称等は仮置き）

なお、詳細な各大分類項目の設定の考え方や他の大分類との区分の考え方については、別途拡大分類の説明において記載する。